



令和6年7月12日

担当課	人事課
担当者	大谷・根来・田村
電話	(073) 435-1019
内線	2565・2564・2576

職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

1 被処分者

都市建設局 道路河川部 技師 64歳 男性

2 処分内容

停職3か月

3 事案の概要

当該職員は、令和6年5月2日（木）午後6時頃から午後11時頃まで、和歌山市内の居酒屋で飲食した後、自家用車を運転し帰宅途中にパトカーに停止を求められた。呼気検査により、基準値を超えるアルコールが検出され、酒気帯び運転の疑いで検挙されたものである。

その後、令和6年6月6日に行政処分として免許取消（2年間）、令和6年6月7日に刑事処分として罰金50万円の略式命令を受けた。

4 処分理由

職員が行った行為は、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非違行為であり、市職員全体の信用を失墜させるものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。

5 その他

当該職員は、本日付で依願退職した。